

熊本県教育委員会における取組

1. SSWを活用した取組の概要

いじめや不登校をはじめ生徒指導上の問題や児童生徒が抱える心の問題は複雑化、多様化している。このような問題を解決するために、学校内はもちろん、家庭や学校外の専門機関との連携が重要になってきている。

そこで、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、SSWが必要と考えた。

本県では、平成19年度から文部科学省「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の一環として、SSW配置事業に取り組み、県内2教育事務所にSSWをモデル的に配置し、調査研究を行ってきた。

平成20年度は、文部科学省「SSW活用事業」の委託を受け、県内すべての教育事務所（10教育事務所）及び中核市である熊本市教育委員会にSSWを配置し、調査研究に取り組んでいるところである。

2. SSWの人材、配置形態、職務内容【平成20年度】

(1) 人数

16人

(2) 資格

精神保健福祉士又は社会福祉士の国家資格を有し、3年以上のソーシャルワーカーとしての職務経験を有する者

(3) 勤務形態

原則として週4日、1日6時間勤務（1教育事務所当たり）

※現在の勤務先との関係で難しい場合には、週2日、1日6時間 勤務可能な方を2人配置

(4) 主な職務等

SSWは、学校だけでの対応では解決が難しい不登校などの生徒指導上の諸問題に対して、学校、家庭、関係機関（例えば、児童相談所、警察、福祉事務所、医療機関）等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策（「総合対策」）を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための調査研究を行う。

○主な業務内容

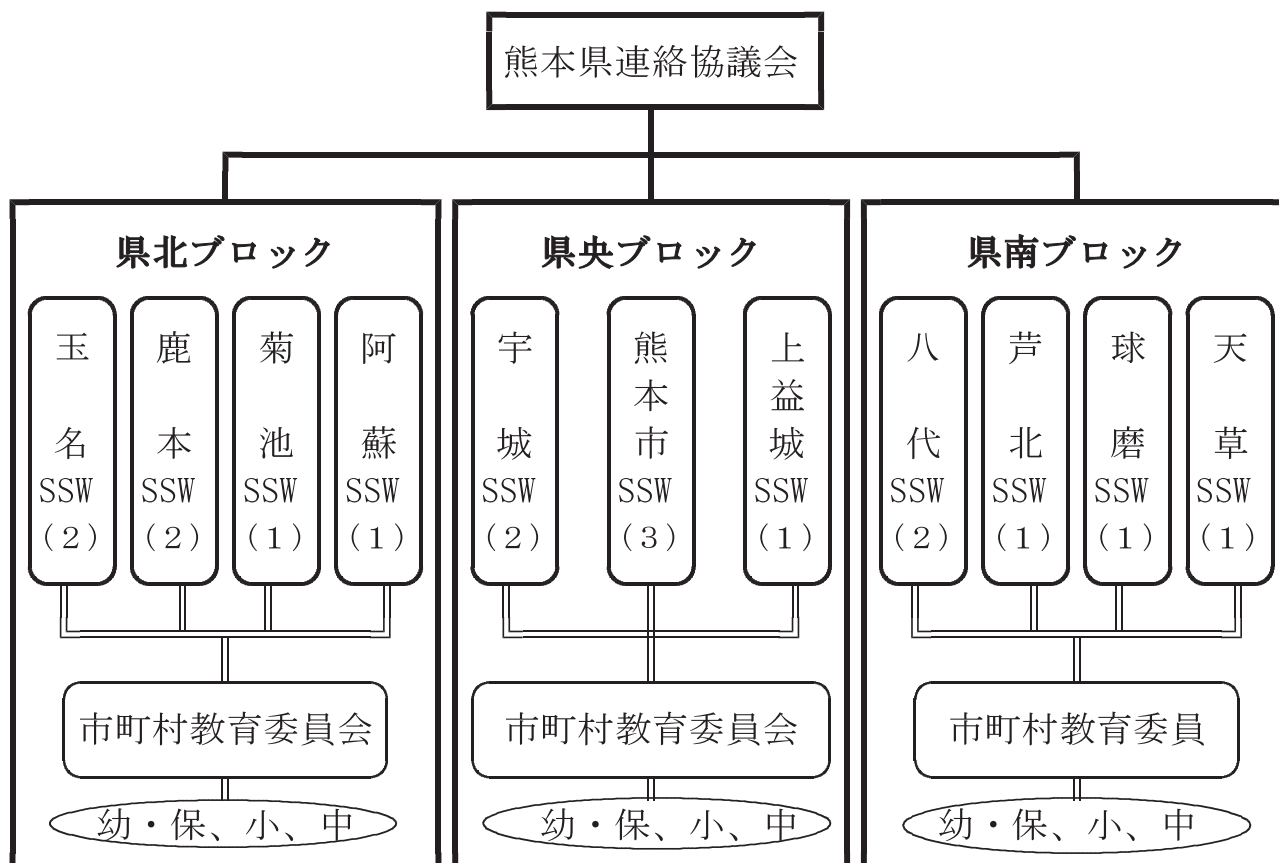
- ア いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒に関する状況把握
- イ 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整
- ウ いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会（ケース会議）の開催
- エ 各関係機関等の連携による「総合対策」の構築
- オ いじめ・不登校アドバイザー等の活動への支援及び協働
- カ 教育相談（子ども、保護者等）
- キ 小・中学校における校内研修等への支援
- ク その他、SSW配置の目的に沿い、所属長が必要と判断した活用

3. SSWのサポート体制

(1) S Vの体制

スーパーバイザーは、採用していないが、熊本県連絡協議会の委員として有識者等（大学教授など）に委嘱し、地域別・ブロック別・熊本県の各連絡協議会において、SSWの役割や様々な事例に対して、指導助言を行う体制を整えている。

(2) 研修体制



() 内は、SSWの配置人数を表す。一部重複あり。

ア 熊本県連絡協議会

有識者、関係機関・学校関係者等、配置先関係者、SSW、県教育委員会関係者等を構成委員とし、事業の統括、周知・広報、啓発、事業分析、評価等を行う。

イ ブロック別連絡協議会

有識者、SSW、配置先関係者を構成員とし、有識者による指導助言、事例検討などのSSW研修、各管内（管下）の情報交換を行う。

ウ 地域別連絡協議会

教育事務所関係者、いじめ不登校アドバイザー等、市町村教育委員会関係者、管内（管下）関係機関関係者、配置先関係者等を構成員とし、事業内容の周知、ケース検討会議、情報交換等を行う。

Ⅱ 章：1. 教育委員会の実践

4. SSWの推進体制

〈資料〉のとおり

5. SSWを活用した取組の課題とこれまでの成果

(1) 研究の成果

- ア 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、SSWが、その専門性を発揮し、福祉事務所、児童相談所、民生児童委員等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等からの確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等が改善され、それに伴い、子どもの不登校状況も改善されつつある。
- イ SSWを教育事務所に配置したことにより、教育事務所の持っているネットワークをそのまま活用するとともに、教育事務所単位でのSSW地域連絡協議会を設置したため、学校や関係機関等との関係性を、ある程度短い時間でつくることができた。
- ウ これまでの取組から、教育長会、校長会等への啓発が進むにつれ、SSW活用の要請件数が増え、ニーズが高かった。
- エ 本県の場合、単県事業として、すでに各教育事務所に、日常的な個別相談を行う「いじめ・不登校アドバイザー」を配置している。そのため、SSWは、いじめ・不登校アドバイザーの情報を基に、どの事例から取り組みればよいか判断することができた。
- オ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図れるようになりつつある。このことは、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築に向けた第一歩と考える。

(2) 研究の課題

- ア スーパーバイザーを配置することにより、SSWはスーパーバイザーに相談でき、的確な指導・助言のもと、自信を持って活動ができると考える。
今後、SSWの資質向上を図るためにも、スーパーバイザーを中心とした研修体系もつくる必要がある。
- イ SSWが機動的かつ効果的に動けるようにするためには、教育事務所レベルのみならず、市町村レベル、学校レベルというような体系的なネットワークづくりが必要である。
- ウ 福祉、医療、教育、就労関係が連携し、短期的・中期的・長期的な個別の支援計画を作成するとともに、それに基づいて課題解決を図っていく必要がある。
- エ SSWは、学校や関係機関等とのネットワークを構築したり、家庭訪問を行い、本人やその保護者との関係性をつくったりする。そのため、SSWが活動するための時間の確保が必要である。
- オ SSWの更なる資質向上を図らなければならない。

